

医師ではなく、保護者が記入してください

登園届の提出について

保護者 各位

お子さんが下記の病気にかかれた場合は、重症化予防と周囲への感染拡大の防止の観点から、登園届の提出をお願いします。登園届を保護者が記入される際は、裏面の登園のめやすを参考に、医師と相談の上、ご家庭においてしっかりと療養し、回復されてから登園をお願いいたします。

1 対象の病気

- ・インフルエンザ ・新型コロナウイルス感染症 ・麻疹（はしか） ・風しん
- ・百日咳 ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・水痘（水ぼうそう）
- ・咽頭結膜炎（プール熱） ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎
- ・侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） ・溶連菌感染症
- ・ウイルス性気管支炎（RSウイルス等）
- ・ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等）
- ・ウイルス性肺炎（マイコプラズマ肺炎等）
- ・ヘルパンギーナ ・伝染性紅斑（りんご病） ・手足口病 ・突発性発しん

2 療養期間

発病した日から、医師の登園許可が出るまで

----- 切り取り線 -----

登園届（保護者記入）

<R6.7.1~>

保育園名 _____ 保育園 _____ 組 _____

園児名 _____

病名 _____

受診日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

受診した医療機関 _____

医師の助言を踏まえ療養した結果、症状が回復し、集団生活に支障がない

状態になりましたので、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

主な感染症の登園のめやす(こども家庭庁「保育所における感染症ガイドライン」より)

感染症名	登園のめやす
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過していること
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過していること
風しん	発疹が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになっていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後、2日を経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	抗菌薬の内服後24～48時間経過していること
ウイルス性気管支炎 (RSウイルス等)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状がおさまり、普段の食事がとれること
ウイルス性肺炎 (マイコプラズマ肺炎等)	発熱や激しい咳がおさまっていること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身症状が良いこと